

北斗市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>2 対象となる発電設備 このガイドラインは、北斗市全域において、売電を目的とした資源エネルギー庁の発電事業計画の認定を受けて行う発電設備（付帯設備を含む）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を対象とする。</p> <p>3 事業者が主体的に遵守すべき基本的事項 (1) (略)</p> <p>(2) 設置にあたっては、周辺居住者等の健康、生活環境へ与える影響に配慮し、設置区域境界から住宅、学校、保育所、診療所、福祉施設及び公園（以下「住宅等」という。）の敷地境界までの距離は100m以上とする。ただし、対象となる住宅等の居住者等の合意が得られた場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 事業者は、発電設備の設置で影響を受けると考えられる町内会等に対し、設置事業の内容等について、事業に着手する前に説明会を開催するなど理解を得るとともに、その結果を市長に報告するものとする。</p> <p>(4) 設置区域の造成にあたっては、土地の形質変更は最小限とし、必要に応じて土留め施設、排水施設や洪水調整池を設けるなどで、設置区域外への雨水や土砂等の流出による被害が発生しないよう適切な対策を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 設置等の届出 (1) 発電設備の設置等を行おうとする事業者は、<u>事業に着手する60日前までに</u>、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する事業計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。</p>	<p>2 対象となる発電設備 このガイドラインは、北斗市全域において、売電を目的とした資源エネルギー庁の発電事業計画の認定を受けて行う発電設備（付帯設備を含む）の新設、増設、改修（以下「設置等」という。）を対象とする。<u>但し、高さ10m以上の建築物の屋根又は屋上で行う太陽光発電設備の設置等は対象としない。</u></p> <p>3 事業者が主体的に遵守すべき基本的事項 (1) (略) (2) <u>本ガイドラインでは、別表1のとおり「立地を避けるべきエリア」と「立地に慎重な検討を要するエリア」を設定しており、発電設備の用地の選定にあたっては、これらを十分に考慮すること。</u> <u>「立地を避けるべきエリア」は、関係法令等で開発行為が厳しく制限されている地域や防災、環境保全、景観保全等の観点から立地が望ましくないエリアであることから、このエリア内への立地は避けるようにすること。</u> <u>「立地に慎重な検討を要するエリア」は、「立地を避けるべきエリア」以外で、関係法令により環境保全、景観保全等の観点から地域指定がなされている地域等であり、このエリア内への立地は慎重な検討が必要である。</u> (3) 設置にあたっては、周辺居住者等の健康、生活環境へ与える影響に配慮し、設置区域境界から住宅、学校、保育所、診療所、福祉施設及び公園（以下「住宅等」という。）の敷地境界までの距離は100m以上とする。ただし、対象となる住宅等の居住者等の合意が得られた場合はこの限りではない。</p> <p>(4) 事業者は、発電設備の設置で影響を受けると考えられる町内会等に対し、設置事業の内容等について、事業に着手する前に説明会を開催するなど理解を得るとともに、その結果を市長に報告するものとする。</p> <p>(5) 設置区域の造成にあたっては、土地の形質変更は最小限とし、必要に応じて土留め施設、排水施設や洪水調整池を設けるなどで、設置区域外への雨水や土砂等の流出による被害が発生しないよう適切な対策を講ずるものとする。 <u>区域面積が1,000㎡以上の場合は、別表2の排水の技術的基準により計画雨水量等を計算し、設置区域内の雨水を排除することができるよう必要な排水施設等を整備すること。また、排水路、河川等の放流先及びその下流の流下能力を超える水量が排水されるなど必要がある場合は、洪水調整池等を整備すること。なお、敷地面積が1,000㎡未満であっても近接した区域面積の合計が1,000㎡以上の場合も同様とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>5 設置等の届出 (1) 発電設備の設置等を行おうとする事業者は、<u>発電事業計画の認定の申請前までに</u>、再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する事業計画書（様式第1号）を市長に提出するものとする。</p>

(略)

9 その他

このガイドラインは、必要に応じて随時見直すものとする。

(様式第1号)

年 月 日

北斗市長 様

住 所 (法人は所在地)

氏 名 (法人は名称及び代表者氏名)

再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する事業計画書

下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の設置(新設・増設・改修)を計画している
ので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 設備の名称	
2 設置等予定地	北斗市
3 敷地面積 (㎡)	
4 設備の種別 発電規模 (kW)	
5 施工期間及び 稼働予定日	施工期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 稼働開始予定日: 年 月 日
6 地元説明会等の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施 (年 月 日実施予定)
8 担当者名・連絡先	
9 関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画概要書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 地番図 <input type="checkbox"/> 林班図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 関係土地一覧表(地番・地目・地籍・所有者等) <input type="checkbox"/> 会社概要(登記簿謄本等) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

(略)

9 その他

このガイドラインは、必要に応じて随時見直すものとする。

改正後のガイドラインは、令和3年8月 日から施行し、改正後の事項は施行日以
降に新たに5(1)の届出を行う発電設備の設置について適用する。

別表1

(略)(別紙による)

別表2

(略)(別紙による)

(様式第1号)

年 月 日

北斗市長 様

住 所 (法人は所在地)

氏 名 (法人は名称及び代表者氏名)

再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する事業計画書

下記のとおり再生可能エネルギー発電設備の設置(新設・増設・改修)を計画している
ので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 設備の名称	
2 設置等予定地	北斗市
3 敷地面積 (㎡)	
4 設備の種別 発電規模 (kW)	
5 施工期間及び 稼働予定日	施工期間: 年 月 日 ~ 年 月 日 稼働開始予定日: 年 月 日
6 地元説明会等の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施 (年 月 日実施予定)
8 担当者名・連絡先	
9 関係書類	<input type="checkbox"/> 事業計画概要書 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 現況図 <input type="checkbox"/> 地番図 <input type="checkbox"/> 林班図 <input type="checkbox"/> 土地利用計画図 <input type="checkbox"/> 雨水排水施設計画図、計算書(敷地面積1,000㎡以上) <input type="checkbox"/> 柵塀等設置計画図、詳細図 <input type="checkbox"/> 関係土地一覧表(地番・地目・地籍・所有者等) <input type="checkbox"/> 会社概要(登記簿謄本等) <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

